

令和 7 年10月14日付け県公報第664号目次中、次のとおり訂正する。

ページ 行

1 下から 1

誤

浜松北地区の県立学校の建築基準法第12条に係る建築・建築設備点検を行う。

正

天竜周智地区の県立学校の建築基準法第12条に係る建築・建築設備点検を行う。